

## 西原町地域公共交通協議会幹事会設置規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、西原町地域公共交通協議会規約（令和7年〇月〇日施行。以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、西原町地域公共交通協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、西原町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1）総務部長
- （2）建設部長
- （3）福祉部長
- （4）教育部長
- （5）企画財政課長
- （6）都市整備課長
- （7）福祉課長
- （8）教育総務課長

（幹事長及び副幹事長）

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に総務部長、副幹事長に建設部長をもって充てる

- 2 幹事長は幹事を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故はあるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が招集する。

- 2 会議は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 幹事については、幹事会に代理の者を出席させることができる。

- 4 幹事会の議事は、出席した幹事及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 幹事会における協議の結果等については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

#### 附 則

この規程は、令和7年〇月〇日から施行する。